

## 平成19年3月で日本学生支援機構奨学金 の貸与が終了(満期)となる奨学生の 「返還誓約書」の提出等について

平成19年3月で日本学生支援機構奨学金の貸与が終了(満期)となる全ての奨学生は、「返還誓約書」の提出が必要です。各学部・研究科(学府・教育部)の奨学金担当係もしくは各専攻事務室等を通じて、必ず書類を受け取り、返還誓約書を提出してください。

配付物、提出先及び提出期限は下記のとおりです。

なお、貸与終了予定(最終学年)の奨学生については、「適格認定奨学金継続願」は配付されませんので、提出の必要はありません。貸与終了予定者以外を対象とした継続願の配付は、11月下旬以降となります。

### 記

#### ○配付物

- ・ 返還誓約書
- ・ 返還のてびき(第一種・第二種)
- ・ 返還特別免除のてびき  
(平成15年度までに採用となった大学院第一種奨学生が配付対象です)
- ・ 「平成19年3月で日本学生支援機構奨学金の貸与が終了(満期)となる奨学生へ」
- ・ 「返還誓約書(借用証書)の記入上の留意点について」
- ・ 65才以上の方を保証人にする場合の「理由書」

○提出先 学生部生活支援課奨学チーム(安田講堂1F 奨学金担当窓口)

○提出期限 平成18年12月15日(金)

学生部生活支援課  
平成18年10月17日